

税 号 号
平成26年 7月 4日

一般社団法人宮城県法人会連合会会長 殿

宮城県総務部税務課長
(公印省略)

東日本大震災により被害を受けた者に係る県税に関する申告等の
期限の指定について（通知）

県の税務行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第13条第1項の規定に基づき、東日本大震災により被害を受けた者に係る県税に関する申告等の期限を延長しておりましたが、その期限を別紙のとおり指定しましたので、よろしく申し上げます。

また、併せて、県内各法人会あての周知についても、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- ・ 宮城県告示第461号で期限が指定された地域（以下「指定地域」という。）に住所又は主たる事務所等を有する方に係る法人県民税、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割及び法人事業税の申告・納付期限については、平成27年3月31日となります。
- ・ 指定地域に住所、事業所等を有する方に係る個人事業税の申告期限については、平成27年3月31日となります。

企画班（担当：日野原） TEL 022-211-2323 FAX 022-211-2396

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県税に関する申告等の期限の指定

(税 務 課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(農林水産経営支援課)

一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

一

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

二

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

(建築宅地課)

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

(契約課)

三

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表

七

告 示

○宮城県告示第四百六十一号

平成二十三年宮城県告示第二百四十一号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十日まで間に到来するもの(次に掲げる地域のいずれかに住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあつては申告に限る。)に限る。)について、平成二十七年三月三十一日とする。

平成二十六年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県 名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡樽井町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村及び相馬郡飯館村

○宮城県告示第四百六十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市、女川町、塩釜市及び宮城県近海区域(宮城県漁業協同組合の地区)	総トン数十ト未満の漁船により主として底びき網を使用している漁業	平成二十六年五月九日	石巻市渡波字旭ヶ浦百七十三番七、安海政博、石巻市緑町二丁目五一、阿部 泰宜	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第百九十三号)第六條に規定する漁業	二人

○宮城県告示第四百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十六年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所